

**Association for Research on the Impacts of War
and Military Bases on Women's Human Rights**

「女性・戦争・人権」学会

ニューズレター

臨時増刊号

2011年10月4日

《2011年度年次大会のお知らせ》

日時：2011年10月23日(日)

会場：立命館大学朱雀キャンパス

(参加費 会員：無料、一般：¥1,000-、学生/非正規労働者：¥500-)

○スケジュール

10:00～ 総会

11:00～12:30 映画『女と孤児と虎』鑑賞と解説

13:30～17:30 シンポジウム「軍事化と女性に対する暴力」※詳細は裏面をご覧ください

18:00～ 懇親会 (立命館大学朱雀キャンパス7階 TAWAWA、会費¥4,000-、学生¥2,000-)

【映画鑑賞と解説】

作品『女と孤児と虎』

監督：ジェーン・ジン・カイスン

(2010年、72分)

解説：金友子 (きむ うぢゃ) さん

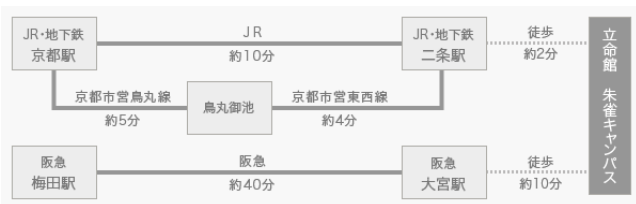
(立命館大学)

【作品介绍】

韓国から欧米諸国へ、海外養子として海を渡った子どもたちは、1950年代から今日に至るまで約20万人と言われる。

映画『女と孤児と虎』は、コリアン・ディアスポラの背景に横たわる、日本の植民地支配から朝鮮戦争、軍事政権下の高度経済成長と米軍支配に至る朝鮮半島の歴史、そして、沈黙を強いられてきた女性と子どもに対する暴力を、フェミニストの視座から明らかにしている。

【会場案内図】



http://www.ritsumeijp/accessmap/accessmap_suzaku_j.html

軍事化と女性に対する暴力

～～～現在の国際的な動きのなかで～～～

1998年に採択された国際刑事裁判所に関するローマ規程（2002年より効力発生）が文民に対する攻撃としてなされるレイプ、性奴隷化、強制売春、強制妊娠、強制不妊、あるいはこれらと同等に重大である他のあらゆる形態の性暴力を「人道に対する罪」との一つとして分類していることからわかるように、現在の国際社会では戦時下に行われる女性に対する（性）暴力は処罰対象として、明確に犯罪として位置づけられるようになった。本シンポジウムでは、軍事化によって引き起こされる女性への暴力に対する国際社会のさまざまな取組みや人権基準に着目しながら、ローマ規程の批准国でもある日本が抱える課題について深く議論を行う。

シンポジスト：

- ・前田 朗さん（東京造形大学）
- ・菊池恵介さん（同志社大学）
- ・清末愛砂さん（室蘭工業大学）

司会：

- ・矢野久美子さん（フェリス女学院大学）

【報告要旨】

○前田 朗さん「戦争犯罪論と植民地犯罪論」

○菊池恵介さん「奴隷制・植民地支配の補償問題の行方」

【要旨】 2001年のダーバン会議は、カリブ・アフリカ諸国の代表が、はじめて国連会議の場で、旧宗主国の欧米諸国に対して、奴隷制や植民地支配への謝罪と補償を求めたことで知られている。それは、第二次大戦後、連合国に対する枢軸国の犯罪を裁く一方、欧米列強（および日本）による植民地支配の責任を不問に付してきた国際秩序の「常識」を揺るがす出来事であった。だが、このような「過去の克服」の射程の拡大は、出来事からの時間的な隔たりゆえに、多くの難問を提起する（だれが、だれに、何を、どのように、償うべきか）。ここでは、ダーバン会議にいたる道をふりかえるとともに、これらの補償問題の行方を検討する。

○清末愛砂さん「占領下にあるパレスチナの女性たちの生をめぐる国際的な取組：

ナイロビ将来戦略から北京プラス15にいたるまで」

【要旨】 1985年の第3回世界女性会議で採択された「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」において、故郷の外で難民として暮らすことを余儀なくされているパレスチナの女性やイスラエルの占領下に住むパレスチナの女性と子どもが置かれている状況に憂慮を示す項目が特別に加えられた（第260）。それから16年が経過する現在までに、被占領地では第一次インティファダ（民衆蜂起）、第二次インティファダが起り、女性たちは様々な形態の抵抗に参加してきた。それにもかかわらず、状況は変わることなく、むしろ状況は悪化する方向に動いている。本発表では、パレスチナの女性がユダヤ人国家イスラエルの誕生と占領ゆえに被ってきた生への影響を分析し、これに対し、ナイロビ将来戦略から現在にいたるまでの国際社会がとってきたパレスチナ女性に対する取組の内容、およびそのなかから見えてくる矛盾・問題点を報告する。